

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第91号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 削除</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 県立都市公園及び公園施設の設置に関する基準（第2条－第2条の3）</u></p> <p><u>第3章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（第2条の4－第2条の15）</u></p> <p><u>第4章 県立都市公園の管理（第3条－第16条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第17条－第20条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第21条－第25条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>第2章 県立都市公園及び公園施設の設置に関する基準</u></p> <p><u>（県立都市公園の配置及び規模に関する基準）</u></p> <p><u>第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 県立都市公園ごとの特質に応じて本県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、</u></p>

運動等総合的な利用に供することを目的とする県立都市公園、主として運動の用に供することを目的とする県立都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする県立都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて県立都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(2) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての県立都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする県立都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする県立都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする県立都市公園等前号に規定する県立都市公園以外の県立都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて県立都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の2 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の3 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県立都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県立都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県立都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、県立都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

第3章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める基準は、この章の定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この限りでない。

(園路及び広場)

第2条の5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ ウに規定する場合を除き、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）の通過の支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める基準

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア イに規定する場合を除き、車いす使用者の通過の支障となる段がないこと。

イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める基準

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

オ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

カ アからオまでに掲げるもののほか、規則で定める基準

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり設けるもの又はこれらに併設する

ものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 横断勾配は、設けないこと。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める基準

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第2条の13までに規定する基準に適合した特定公園施設のうちそれぞれ1以上のもの及び規則で定める主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第2条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア イに規定する場合を除き、車いす使用者の通過の支障となる段がないこと。

イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める基準

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第2条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア イに規定する場合を除き、車いす使用者の通過の支障となる段がないこと。

イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める基準

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の10第2項、第2条の11及び第2条の12に規定する基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第2条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第2条の6第1号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号に規定する車いす使用者用観覧場所及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア イに規定する場合を除き、車いす使用者の通過の支障となる段がないこと。

イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ウ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める基準

(3) 野外劇場の収容定員が200人以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200人を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧のための場所（以下「車いす使用者用観覧場所」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の10第2項、第2条の11及び第2条の12に規定する基準に適合するものであること。

2 車いす使用者用観覧場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 車いす使用者の利用の支障となる段がないこと。

(2) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第2条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐

車台数が200台以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200台を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をするほか、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

（便所）

第2条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

（1） 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

（2） 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

（1） 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。

（2） 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所（多機能便房が独立して便所としての用途に供されているものをいう。以下「独立型多機能便房」という。）であること。

第2条の11 多機能便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア イに規定する場合を除き、車いす使用者の通過の支障となる段がないこと。

イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ウ 多機能便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める基準

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 多機能便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 車いす使用者の通過の支障となる段がないこと。

イ 多機能便房であることを表示する標識が設けられていること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める基準

(2) 腰掛式の便器及び手すりが設けられていること。

(3) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(4) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

第2条の12 独立型多機能便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア イに規定する場合を除き、車いす使用者の通過の支障となる段がないこと。

イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ウ 独立型多機能便房であることを表示する標識が設けられていること

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める基準

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(3) 腰掛式の便器及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(水飲場及び手洗場)

第2条の13 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第2条の14 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第2条の15 第2条の5から前条までに規定する基準に適合した特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の5に規定する基準に適合した園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

第4章 県立都市公園の管理

(行為の制限)

(行為の制限)

第3条 [略]

(許可の特例)

第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(過料)

第17条 [略]

(指定管理者による管理)

第21条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 [略]

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

第5章 罰則

(過料)

第17条 [略]

第6章 雑則

(指定管理者による管理)

第21条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。